

# 福岡県公報

平成三十年九月十一日  
第四千二十五号  
増刊  
①

## 目次

### 規則 (第三十八号)

○議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(総務事務厚生課) ……………一

## 規則

議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成三十年九月十一日

福岡県知事 小川 洋

### 福岡県規則第三十八号

議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等補償に関する条例施行規則(昭和四十四年福岡県規則第九号)の一部を次のように改正する。

第三十三条を第三十四条とし、第三十二条を第三十三条とし、第三十一条を第三十二条とし、第三十条の二の次に次の一条を加える。

(審査の申立ての教示)

第三十一条 実施機関は、条例又はこの規則に基づく補償に関する通知をするときは、第二十八条に定めるところにより審査の申立てをすることができる旨を教示するものとする。

### 附則

この規則は、公布の日から施行する。